より良い財政運営に向けて
財政健全性に関する指標をお知らせします

問財政課・内線2671

平成19年６月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成21年度の財政健全性に関する指標（下表参照）を算定しましたのでお知らせします。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

この法律は、地方公共団体の財政状況をチェックし、破たんを未然に防ぐことを目的とし、その結果を監査委員の審査に付した後、議会に報告し、市民の皆さんに公表することを義務付けています。

一般会計だけでなく、特別会計や関連する一部事務組合、第三セクターなどの状況も考慮に入れた財政の健全性に関する指標を毎年度算定し、この指標のいずれかが早期健全化基準や財政再生基準を超えた場合、財政健全化計画や財政再生計画の策定など、財政の健全化に向けた取り組みが義務付けられます。

この指標には健全化判断比率と呼ばれる「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の４つの比率のほか、公営企業の健全性を示す指標として「資金不足比率」があります。

実質赤字比率

一般会計等（一般会計と受託水道事業会計が該当）における実質赤字額の標準財政規模（その地方公共団体の標準的な一般財源の規模）に対する割合です。本市は黒字でしたので、比率は算定されていません。

連結実質赤字比率

すべての会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合です。実質赤字比率と同様に本市は黒字となっていますので、比率は算定されていません。

実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金の元利償還金やこれに準ずる償還金などの標準財政規模に対する割合です。

将来負担比率

一般会計等が負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合です。

資金不足比率

公営企業（下水道事業会計が該当）における資金不足額の事業規模に対する割合です。資金不足額はありませんでしたので、比率は算定されていません。

本市の健全化判断比率等

平成21年度決算に基づいて算定された指標について、本市ではすべてが基準内の数値となっており、財政の健全性を確保しています。今後も引き続き適正な財政運営に努めてまいります。

健全化判断比率等　（単位：%）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
本市の指標（平成21年度決算）	—	—	6.8	26.4	—
全国市区平均	—	—	10.2	68.9	—
早期健全化基準	11.47	16.47	25.0	350.0	20.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0		

注意　１．実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「−」と表記しています。
２．実質赤字比率と連結実質赤字比率の早期健全化基準は市町村の財政規模に応じて異なります。
３．資金不足比率については早期健全化基準を経営健全化基準に読み替えることとします。

平成21年度財政健全化等審査による監査委員の意見

平成22年７月23日から８月25日まで、市長から出された財政健全化判断比率および公営企業会計資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の規定に準拠し、適正に作成されているかを主眼に審査しました。

その結果、いずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成されているものと認めました。

問監査委員事務局・内線2779

生活道路拡幅事業計画（案）を公表します
人にやさしい道路の整備

問道路課・内線2416

本計画（案）は、昭和63年から進めてきた狭あい道路の整備に代え、地域の道路状況や交通量などの変化に対応するため、市内の生活道路の既定計画である「道路整備基本計画」に位置付けている街区幹線道路と区画道路のうち優先的に整備する路線を抽出し、「生活道路拡幅事業」として計画的に整備を推進するものです。

計画期間は、継続している事業を含め、平成23年度から15か年として５年ごとに路線、幅員等を含めて見直しを行い、良好な道路環境の形成に向け事業化を図ってまいります。

整備優先候補路線は、下図の通りです。

くわしくは、市ホームページをご覧いただくか道路課へ。

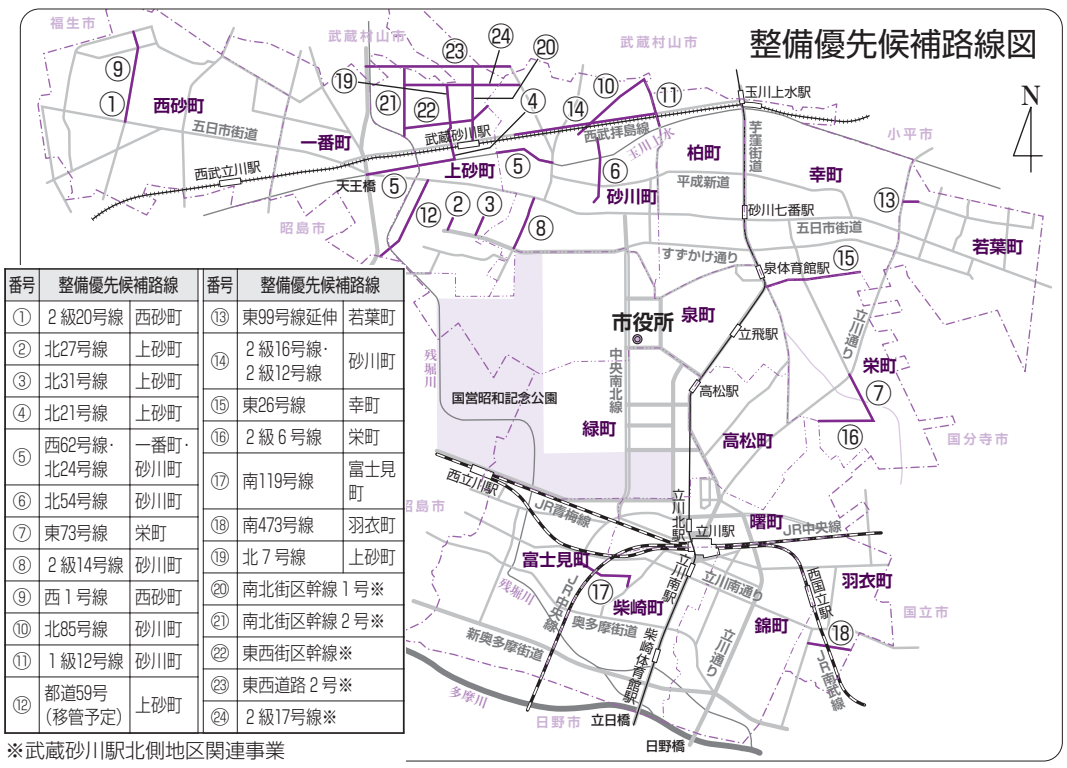

番号	整備優先候補路線	
①	2級20号線	西砂町
②	北27号線	上砂町
③	北31号線	上砂町
④	北21号線	上砂町
⑤	西62号線・北24号線	一番町・砂川町
⑥	北54号線	砂川町
⑦	東73号線	栄町
⑧	2級14号線	砂川町
⑨	西１号線	西砂町
⑩	北85号線	砂川町
⑪	１級12号線	砂川町
⑫	都道59号（移管予定）	上砂町
⑬	東99号線延伸	若葉町
⑭	2級16号線・2級12号線	砂川町
⑮	東26号線	幸町
⑯	2級６号線	栄町
⑰	南119号線	富士見町
⑱	南473号線	羽衣町
⑲	北７号線	上砂町
⑳	南北街区幹線１号※	
㉑	南北街区幹線２号※	
㉒	東西街区幹線※	
㉓	東西道路２号※	
㉔	2級17号線※	

※武蔵砂川駅北側地区関連事業

地域のつながりを大切に
2月は自治会加入促進月間です

市は、地域の核である自治会活動を支援し、連携・協力して市政を運営しています。

現在、各自治会では、加入促進月間として加入していない世帯の皆さんへ自治会加入を勧めています。この機会に、地域活動に参加しませんか。

●地域でささえあい安全・安心なまちへ　市内の各自治会では、運動会などの親睦行事や、避難所となる学校と一緒に取り組む防災訓練などを行っています。また、自治会では、「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、パトロールなどを実施して、安心・安全のまちづくりに取り組んでいます。

問各自治会会長（立川市自治会連合会ホームページHP http://www1.yel.m-net.ne.jp/jitiren/を参照）、市協働推進課・内線2627

子育て情報紙「ほほえみ」の編集メンバーを募集

子ども家庭支援センター発行の子育て情報紙「ほほえみ」を一緒に作ってみませんか。発行は年３回。月１〜３回の編集会議を予定（見守り保育あり）。前年度のメンバーも加わっての作業です。編集会議は子ども家庭支援センターほかで実施対小学校入学前の子どもがいる親で年間を通して参加できる方。パソコンができる方歓迎時場第１回編集会議を３月14日㈰の午前10時〜正午、女性総合センターで（１歳以上は保育あり。０歳児同伴可）定６人（応募多数の場合選考）。

申問はがきに住所・氏名・子ども（全員）の名前と年齢・電話番号・第１回編集会議への出席の可否・応募の理由（50字以内）を書いて、２月25日（必着）までに子ども家庭支援センター（〒190−0022錦町４−１−19）☎（528）6871へ

児童館からのお知らせ

●児童館・学童保育所臨時指導員の登録　▼対象＝18歳以上の心身が健康な方▼業務＝市内の児童館と学童保育所における子どもの指導や保育の補助（継続的な勤務ではなく、臨時でお願いする場合もあります）▼登録期間＝平成24年３月31日まで▼時給▽保育士・幼稚園教諭・学校教諭のいずれかの有資格者＝990円▽その他＝910円　申写真を張った履歴書を３月11日（必着）までに郵送か直接、子ども育成課（市役所１階）内線1300へ

●児童館親子サークルの参加者を募集（活動は4月から）　児童館の「親子サークル」は、乳幼児と保護者が、曜日を決め児童館に集まって活動する、乳幼児のための自主グループです。

くわしくは各館へお問い合わせください。

申２月10日〜26日（日曜日・祝日を除く）の午前９時30分〜午後５時30分に各児童館（左表）へ

児童館	電話番号
富士見	(525)9020
錦	(525)6684
羽衣	(526)2336
高松	(528)2925
若葉	(536)1400
幸	(537)0358
上砂	(535)1557
西砂	(531)0433

凡例　申…申し込み　問…問い合わせ　FAX…ファクス　✉…Eメールアドレス　HP…ホームページアドレス

電子証明書の有効期限は3年間です。有効期限が切れた場合には、市民課窓口（市役所1階）でお早めに手続きをお願いします問市民課管理係・内線1360

証明書自動交付機は、市役所の電気設備点検のため、2月11日㈷はすべての施設で終日利用できません。ご協力をお願いします問市民課管理係・内線1360